

北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、北海道釧路・根室公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し必要な事項を定める。

（業務）

第2条 事務局は、協議会に関する事務を処理する。

（職員）

第3条 事務局に次の職員を置く。

- （1）事務局長
- （2）事務局次長
- （3）事務局員

2 前項の職員は、別表1に掲げる職員をもって充てる。

3 協議会会長（以下「会長」という。）は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、職員を任命することができる。

（職務）

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括し、事務局次長及び事務局員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、事務局の事務を処理する。

（専決）

第5条 会長、事務局長は、別表2に掲げる事項を専決することができる。

（代決）

第6条 決裁権者が不在のときは、別表3に掲げる区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者が、その事項を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要であると認められる事項については、代決することができない。ただし、上位職員の承認を得たものについては、この限りではない。

（補足）

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表1（第3条関係）

事務局職名	職名
事務局長	北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課主幹
事務局次長	北海道根室振興局地域創生部地域政策課長
事務局員	北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課及び北海道根室振興局地域創生部地域政策課に属する者

別表2（第5条関係）

1 会長専決事項 （1）第3条第3項の規定により、会長が特に必要があると認めた職員の任命に関する事
2 事務局長専決事項 （1）総会の会議運営に関する事

別表3（第6条関係）

決裁区分	代決することができる者	
	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び左欄に掲げる者がともに不在で、かつ緊急でやむを得ないとき
会長の決裁事項	事務局長	会長があらかじめ指名する者
事務局長の決裁事項	事務局次長	事務局長があらかじめ指名する者